

USBメモリを媒体とする投資関連学
習教材の販売に係る紛争案件

報 告 書

(東京都消費者被害救済委員会)

令和元年5月

東京都生活文化局

はしがき

東京都は、6つの消費者の権利のひとつとして、「消費生活において、事業者によって不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利」を東京都消費生活条例に掲げています。

この権利の実現をめざして、東京都は、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、公正かつ速やかな解決を図るため、あっせん、調停等を行う知事の附属機関として東京都消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）を設置しています。

消費者から、東京都消費生活総合センター等の相談機関に、事業者の事業活動によって消費生活上の被害を受けた旨の申出があり、その内容から必要と判断されたときは、知事は、委員会に解決のための処理を付託します。

委員会は、付託を受けた案件について、あっせんや調停等により紛争の具体的な解決を図り、個別の消費者の被害を救済するとともに、解決にあたっての考え方や判断を示します。

この紛争を解決するにあたっての委員会の考え方や判断、処理内容等は、東京都消費生活条例に基づき、広く都民の方々や関係者にお知らせし、同種あるいは類似の紛争の解決や未然防止にご活用いただいております。

本書は、平成30年9月19日に知事が委員会へ紛争処理を付託した「USBメモリを媒体とする投資関連学習教材の販売に係る紛争」について、令和元年5月30日に委員会から、審議の経過と結果について知事へ報告されたものを、関係機関の参考に供するために発行したものです。

消費者被害の救済と被害の未然防止のために、広くご活用いただければ幸いです。

令和元年5月

東京都生活文化局

目 次

第 1	紛争案件の当事者	1
第 2	紛争案件の概要	1
第 3	委員会による処理開始と当事者の主張	
1	申立人 A の主張	2
2	申立人 B の主張	3
3	相手方の主張	4
第 4	委員会の処理結果	5
第 5	報告にあたってのコメント	
1	本件契約における問題点・あっせん案の考え方	6
2	同種・類似被害の再発防止に向けて	14
■	資 料	
1	申立人 A からの事情聴取	16
2	申立人 B からの事情聴取	18
3	相手方からの事情聴取	20
4	「USBメモリを媒体とする投資関連学習の販売に係る紛争」 処理経過	22
5	東京都消費者被害救済委員会委員名簿	23

第1 紛争案件の当事者

申立人 (消費者) 2名 申立人A: 20歳代前半女性 (学生)
申立人B: 20歳代前半男性 (学生)
相手方 (事業者) 1社 投資関連学習教材USBメモリの販売事業者

第2 紛争案件の概要

申立人の主張による紛争案件の概要は、次のとおりである。

1 申立人A

以前のアルバイト先の先輩であったCに、Cが所属する販売組織である相手方から本件USBメモリを購入するよう勧誘を受けた。USBメモリ内の教材を学ぶことによって、著名なトレーダーの手法による日経225先物取引¹が誰でも可能になり、この手法に基づく投資をすればみんながお金持ちになると説明され、Cから「一緒に稼いで楽しいことをしよう。早く一緒に勉強しよう。」などと強く勧められたため、その気になり、その場で提示された契約の概要を説明する書面に署名した。当初、購入代金58万円は貯金をして用意するつもりだったが、Cから、お金を借り入れた上で投資を行いながら返済した方が効率的だと強く勧められたので、消費者金融から借り入れ、その金で平成29年10月に代金を支払い、契約をした。なお、契約をする際に他の第三者にUSBメモリを紹介し、その者が実際に購入すれば、相手方から一人につき5万円が支払われる旨説明された。

その後、消費者金融への返済の不安や、友人のアドバイスもあり、解約を希望したが、相手方が応じなかったため紛争になった。

2 申立人B

高校時代の仲の良い友人Dから、紹介したい人がいると平成30年3月に呼び出されたところ、相手方の販売組織の上位者を紹介され、本件USBメモリの購入の勧誘を受けた。USBメモリに記録された日経225先物取引の手法に従って取引をすれば90%の確率で投資利益を上げることができる、損は出ないと説明された。勧誘が4、5時間にも及び、また信頼していた友人Dから「稼げるのだから一緒に稼ごう。」と強く勧められたので、提示された契約の概要を説明する書面に署名、押印した。購入代金の58万円については、Dと相手方から消費者金融から借り入れて用意することを提案され、「借入をしてもすぐに返せる、借りた分以上の利益を出せる。」と言われたため、すぐに返済できるのであればと消費者金融3社から借り入れ、支払った。なお、第三者にUSBメモリを紹介し、その者が実際に購入すれば、相手方から一人につき5万円が支払われると言われていたが、紹介することはできなかった。

消費者金融からの借金が家族に知られ、毎月の返済の問題もあり、解約を希望したが、相手方が応じなかったため紛争になった。

¹ 個別銘柄の現物の株式に投資するのではなく、日経平均株価(225銘柄)という株価指数を対象にし、将来の日経平均株価が上がるか、下がるかを予想する取引のこと。

第3 委員会による処理開始と当事者の主張

本件は、平成30年9月19日、東京都知事から東京都消費者被害救済委員会に付託され、同日、同委員会会長より、その処理が、あっせん・調停第二部会（以下「部会」という。）に委ねられた。

部会におけるヒアリング時の当事者の主張は、次のとおりである。

1 申立人Aの主張

- (1) 相手方の担当者（以下「C」という。）は、以前のアルバイト先の先輩だったが、しばらくしてから再会したことを機に、連絡先を交換し2人で会うようになった。
- (2) Cから、一緒にお金の勉強をしようと熱心に誘われたので興味を示すと、今度はCの先輩とも話をしてほしいと言われ、平成29年7月に都内の喫茶店に呼び出された。そこで相手方の販売組織のメンバーを紹介され、その際に、今回のUSBメモリの購入の勧誘を受けた。
- (3) あらかじめCからは、Cの先輩と話をするだけと聞いており、USBメモリの購入についての話は聞いていなかったため、勧誘を受けた当初は違和感を覚えた。しかし、USBメモリに記録されている投資手法を基に日経225先物取引を行えば、みんながお金持ちになって、それによって相手方の組織自体も大きくなり、色々な分野の事業を一緒にできるようになる、この学習教材は、画期的な投資手法を学ぶことができる貴重なものである、一緒に勉強していこうと言われ、USBメモリの購入を前向きに検討してみようと思った。本件契約の概要を説明する書面や申込書が提示されたので、それに署名した。
- (4) この7月の段階では、購入するかどうかは決めておらず、購入するとしても購入代金の58万円は自分で貯金して準備するつもりだった。
- (5) その後しばらくしてCから、先にお金を借りてUSBメモリを購入し、投資で得た利益でお金を返しながら勉強の方が効率的だからと、消費者金融での借入を提案された。またCからは、早く一緒に勉強して一緒に稼いで楽しいことをしようなどと強く勧められた。そのため、Cと一緒にカードローンの契約手続を行って購入資金を準備し、相手方と契約することになった。
- (6) USBメモリの購入に関する契約手続は、平成29年10月にCが立ち会いの下、相手方の他のメンバーと行った。相手方へ58万円を支払うと、その場でUSBメモリの引渡しを受けた。この際、第三者を相手方に紹介し、その者が実際にUSBメモリを購入すれば、紹介料として5万円が相手方から支払われるとの説明があった。しかし、Aは自分が利益を出せばそれで良く、一緒にお金を稼ぎたいと思うような仲の良い友人がいたら、その時、紹介すればいいと思った。実際に誰かを紹介することはなかった。
- (7) 契約手続の際には、相手方から違法・不当な勧誘を受けていないか、自分の意思で購入するのか等の意思確認の書類に自らチェックを行ったが、相手方が手元を注視していたため、自らの思うままにチェックを行うことはできなかった。
- (8) 契約後、相手方が主催するセミナーやミーティングに参加した。セミナーの講師は相手方の主要メンバーが務め、ミーティングでも主要メンバーが個々の購入者へ個別の面接を実施していた。

- (9) USBメモリは自分自身で起動したことはない。そもそもAはパソコンを所有しておらず、このことは契約する前にCにも伝えていた。USBメモリを実際に使用したのは、Cとのミーティングの際に、Cから一緒に起動してみようと言われて、Cが所有するパソコンで行った一回のみである。
- (10) Cによれば、USBメモリの内容自体を見る重要性は特になく、USBメモリを購入することによってセミナーに参加でき、様々な知識をつけることができるし、USBメモリを見なくてもCがいくらでも説明してくれるとのことだった。
- (11) 解約を希望するに至ったのは、この先消費者金融へ月々返済していくことが不安になったこと、またセミナーや個人面談への参加が時間的に大きな負担になっていたこと、友人に相談したこと、がきっかけである。その友人から相手方の怪しさを指摘され、相手方を信用することができなくなった。
- (12) 結局、日経 225 先物取引を実際に行うことはなかった。
- (13) 友人のアドバイスにより、消費生活センターに相談し、相手方に解約の申出を行ったが、応じてもらえない。本契約を解除し、全額返金してほしい。
(詳細は資料1のとおり)

2 申立人Bの主張

- (1) 平成 30 年 3 月に高校時代の友人であるDから、紹介したい人がいるとの連絡があり、都内の喫茶店に呼び出された。Dとは高校卒業後も定期的に遊びに行く関係だったため、特段不審に思うことはなかった。
- (2) 都内の喫茶店では、Dから相手方の販売組織の上位者であるメンバーを紹介され、そこで初めてUSBメモリ購入の勧誘を受けた。
- (3) 相手方のメンバーの説明によると、USBメモリには日経 225 先物取引の手法がいくつか記録されており、その手法に従って今の時期から先物取引を始めれば、90%の確率で投資利益を上げることができるとのことだった。教材通りに投資をすれば損は出ないと説明をされた。
- (4) USBメモリの代金が 58 万円と高額過ぎるので購入できない旨、相手方へ伝えたが、Dから、大学生でも今は普通にカードローンが組めるので、購入代金相当額はすぐに借りることができるし、D自身もカードローンで代金を用意したと言われた。また、USBメモリの説明を行った相手方のメンバーからも、購入の際に借入を行ったが3か月かからずに楽に返済することができたし、借りた分以上の利益を出すことができると言われた。勧誘は4、5時間にも及んだ。
- (5) 信頼していたDから、稼げるのだから一緒に稼ごうと言われ、Dと一緒に稼げるのであれば、借金もすぐに返済できるだろうし何とかなるのではないかと思い、USBメモリを購入することにした。
- (6) カードローンの契約にはDが同行した。最初に行った消費者金融では学生の身分を明かして申し込んだため、30 万円しか借りることができなかったが、その後に行った消費者金融 2 社で、Dからの指示で学生の身分を隠し年収もごまかして申し込んだところ、残りの 30 万円を借り入れることができた。その日のうちに相手方とUSBメモリの契約手続きを行い、その場で現金を渡し、USBメモリの引渡しを受けた。
- (7) USBメモリを購入後、自分自身で使用したことはない。使用したのは相手方が主催するミーティングの際に、相手方のメンバーからUSBメモリの使い方を教えるの

で、持参するように言われ、相手方のメンバーが所有するパソコンで使用した一回だけである。一人で使用しなかったのは、この投資はDと協力しながらやろうと思っており、そのDからUSBメモリはそんなにたいしたものではないので、見なくても特に大丈夫だと言われていたからである。

- (8) ミーティングの際に、日経 225 先物取引を行うためには一定の資金を別途調達する必要があることを初めて聞いた。この資金を調達するためには、第三者を紹介することが効率的であると説明を受けた。一人紹介すると5万円が支払われて、その紹介した第三者がさらに人を紹介するとあなたに3万円が支払われる、この方法で稼いでいったほうが効率的で、5年後には年収で720万円を稼ぐことも可能であると言われた。
- (9) 第三者を紹介することを相手方から強く勧められ、それに耐えかねて、実際に一人友人を連れて行ったが、その友人は契約するまでには至らなかった。
- (10) ミーティングを多く生まれ、大学への通学にも支障が出るようになったため、相手方へその旨を申し出たところ、大学を休んでもミーティングには来るように説得された。また、セミナーについても同様で、参加しない際には相手方のメンバーから入れ替り立ち替り電話がかかってきた。
- (11) Dが就職し、それを機にDが相手方と距離を置くようになってからは、相手方の言動に不信感が募り、とにかく相手方とは関わりたくないと思うようになった。
- (12) 結局、日経 225 先物取引を実際に行うことはなかった。
- (13) 母親に消費者金融で借金をしたことを知られたことをきっかけに消費生活センターに相談し、相手方に解約通知を送付したが、応じてもらえない。毎月返済が続いており、利息の問題もあり、本件契約の解約を希望する。一部でも早急に返金してほしい。

(詳細は資料2のとおり)

3 相手方の主張

- (1) 代表者は私であるが、その他のメンバーには「地位」や「肩書」といったものは特にない。
- (2) 当社が以前、投資教材の販売をしていたときには、訪問販売で行っていたが、会社内の法令遵守の部分をもう少し厳しくし、さらに引締めようということで、連鎖販売に移行している歴史がある。
- (3) 58万円の対価はUSBメモリー一本のみである。USBメモリに記録されているものは、調査値を基に作成された投資学習教材であり、自学自習のための教材である。58万円分の価値はある。本件USBに記録された学習教材の内容は分かりやすく作っているつもりだが、内容を理解し切れない購入者にフォローアップしてあげたいと思い、いわば「取扱説明書」が必要であるのと同様に、無料でセミナーやミーティングを行っている。参加は購入者本人の希望に基づき、投資に関連する知識のレクチャー等をしている。
- (4) セミナーは月に3回から4回開催しており、講師は代表者をはじめとする当社への在籍歴が長いメンバーが務めている。受講料は徴収していない。購入者は自由に参加することができる。
- (5) ミーティングは個人面談のようなもので、個人的に時間を取って行う。投資に関する知識をレクチャーしたり、USBメモリ購入を第三者へ紹介する際の伝え方のコツ

や法律面での注意点について話したりしている。ミーティングは、在籍歴の長い一部のメンバーが個別に実施しており、レクチャー内容、資料を当社で作成して全て管理しているものではなく、担当するメンバーが購入者から聞かれたことにその場で答えるといった形で行っている。

- (6) これまでに当社からUSBメモリを購入したのは40名で、購入者は全てセミナー及びミーティングに参加している。
- (7) 申立人らに対し、USBメモリの購入について勧誘を行うに当たって、日経225先物取引を始めるためには、証券会社での口座開設が必要なことや証拠金を準備する必要があることは伝えているし、USBメモリの手法で取引を行っても必ず儲けることができるわけではないことは伝えている。システムの内容については物によりけりである。
- (8) 申立人らが消費者金融から借入を行って商品を購入していることについては、把握していない。
- (9) ミーティングの中で、第三者を当社に紹介することにより5年後には年収で720万円を稼ぐことができると言われたとする申立人Bの主張については、どのような状況下でどのメンバーが説明したものなのか確認できない以上、何らコメントすることはできない。
- (10) USBメモリ購入の第三者への紹介は、あくまでも購入者が任意で行うものである。購入者が第三者へ紹介したいということになれば、あらかじめ当社で用意している書面に基づき、ミーティング等で法令の遵守事項に関する説明を個別に行い、やってはいけないことを伝えている。商品や会社のことをしっかり理解した上で第三者に説明してほしいので、商品を購入したばかりの者には、第三者の紹介について詳細な話をすることは通常は行っていない。
- (11) 当社の商品の価値は中身の情報であり、商品を使用した段階というのは、そのUSBメモリの内容を見た段階だと認識している。素晴らしい内容を有する商品であって、一度でも中を確認したのであれば、情報自体を閲覧、利用しているので、その価値は失われ、中途解約の条件からは外れると考えている。
- (12) 当社としては、満足していない顧客が増えるというのはいずれのことではないので、商品代金の2割の返還ということであれば、歩み寄る余地はある。
(詳細は資料3のとおり)

第4 委員会の処理結果

部会は、平成30年10月3日から平成31年3月28日までの7回にわたって開催された。
(処理経過は資料4のとおり)

部会において、あっせん案を作成し、当事者双方へ提示したところ、申立人A及びBが受諾したのに対し、相手方はこれを受諾しなかった。

そこで、部会は、あっせん案と同じ考え方に基づく調停案を相手方に提示したところ、相手方が受諾したので、調停が成立した。

合意書の内容は、次のとおりである。

【合意書の内容】

- 1 相手方は、特定商取引に関する法律（特定商取引法）第 40 条の 2 第 2 項による解約を認め、申立人が相手方に支払った金銭の額である 580,000 円のうち、522,000 円を申立人に返還する。
- 2 相手方は、上記 1 の返還すべき金額 522,000 円を、申立人の指定する金融機関口座に、平成 31 年 4 月 25 日までに、全額を一括で振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方の負担とする。
- 3 申立人は、相手方から受け取った USB メモリを平成 31 年 4 月 25 日までに、相手方の指定する場所に返還する。なお、送料は申立人の負担とする。
- 4 申立人と相手方の間には、上記の契約に関して、本あっせん条項以外、相互に何らの債権・債務関係のないことを確認する。

第 5 報告にあたってのコメント

1 本件契約における問題点、あっせん案の考え方

(1) 本件契約の性質

本件の相手方が、いずれも消費者である申立人 A と申立人 B（以下、申立人各自について区別して論じない場合には、「申立人ら」という。）との間で締結した契約（以下、両契約を併せて「本件契約」という。なお、相手方と申立人 A との契約のみを指す場合には「本件契約 A」、相手方と申立人 B との契約のみを指す場合には「本件契約 B」という。）の締結段階で取り交わした書面は、以下の 7 点である。

ア「日経 225 先物システム売買取材専用 USB メモリ特定商取引法第 37 条第 1 項書面」（以下「37 条 1 項書面」という。）

イ「日経 225 先物システム売買取材専用 USB メモリ商品概要（日経 225 先物取引の概要）」（以下「概要」という。）

ウ「日経 225 先物システム売買取材専用 USB メモリ申込書」（以下「申込書」という。）

エ「日経 225 先物システム売買取材専用 USB メモリ申込み確認書」（以下「申込み確認書」という。）

オ「日経 225 先物システム売買取材専用 USB メモリ物品売買取約書」（以下「契約書」という。）

カ「日経 225 先物システム売買取材専用 USB メモリ物品売買取約確認書」（以下「契約確認書」という。）

キ「日経 225 先物システム売買取材専用 USB メモリ特定商取引法第 37 条第 2 項書面」（以下「37 条 2 項書面」という。）

オの契約書は、「物品売買契約書」という名称ではあるが、その内容を見ると、以下のような内容が含まれており、「連鎖販売取引」の体裁をとっている。

- (ア) 本件契約に関する連鎖販売業の統括者（1条）
- (イ) 連鎖販売取引に伴う特定負担（5条）
- (ウ) 特定商取引法 40 条 1 項に基づく契約解除（クーリング・オフ）に関する条項（7条）
- (エ) 特定商取引法 40 条 2 項に基づく契約の解除（中途解約）に関する条項（8条）
- (オ) 連鎖販売業に関する特定利益（11条）
- (カ) 特定商取引法 34 条に基づく禁止事項（12条）

しかしながら、契約内容を詳細に見ると、実際には、投資教材が記録された USB メモリ（以下「本件 USB」という。）の売買契約とその後の連鎖販売取引が組み合わせられた形がとられている。

例えば、オ「契約書」の 2 条から 4 条まで及び 6 条は、本件 USB の売買に関する記述がなされており、また、ア「37 条 1 項書面」、イ「概要」、ウ「申込書」においては、「売買契約成立のためには、別途定める『日経 225 先物システム売買学習教材専用 USB メモリ物品売買契約書』が必要であること」という注意書きが冒頭に掲示されている。また、キ「37 条 2 項書面」は、冒頭の 2 条から 5 条までが本件 USB の商品内容の説明であり、連鎖販売取引よりも本件 USB の売買に力点が置かれた記述となっている。また、エ「申込み確認書」及びカ「契約確認書」においても、「売買契約締結の申込みにあたり」あるいは「売買契約の締結を含む連鎖販売取引の勧誘が目的」という表現がなされている。

以上の点からすれば、本件契約は、連鎖販売取引と称しているものの、実際には売買契約と連鎖販売取引の混合契約というべきものであり、かつ、その内容からすれば本件 USB の売買契約に重きが置かれていると考えることが可能である。

(2) 本件契約の成立の可否

本紛争において提出された資料及び当事者双方に対するヒアリングによれば、当事者のうち申立人 A は、連鎖販売取引を行うつもりはなく、投資のための学習をするつもりで本件契約 A を締結している。そうであるとすれば、申立人 A と相手方との間には、そもそも「連鎖販売取引」に関する契約を行う意思の合致がなく、契約が成立していないとも考えられる。このことは、申立人 A が、数か月に及ぶ期間中に、実際に連鎖販売取引を行っておらず、また、それを行おうとする行動をとっていないことから裏付けられる。

また、申立人 A は、そもそもパソコンを所有しておらず、本件 USB を用いて自学自習すること自体が困難であり、「学習教材」である本件 USB の販売を内容とする本件契約 A については、そもそも契約の前提を欠いている。

したがって、本件契約 A については、そもそも契約が成立していない（契約不成立）ともいえよう。

(3) 訪問販売該当性とクーリング・オフの可能性

本件契約が、(1) で述べたように売買契約と連鎖販売取引の混合契約であり、かつ、

実際には売買契約の方の要素が強いとするならば、いずれの当事者についても営業所等以外の場所（喫茶店）において締結された本件契約については、「訪問販売」に該当すると考える余地がある。とりわけ、申立人Aについては、提出された資料及びヒアリングにおいて、連鎖販売を行う意思がなく、純粹に本件USBを用いて学習を行う意思で本件契約Aを締結したことが確認できており、「連鎖販売取引」ではなく「訪問販売」が成立していると捉えることも可能である。

そうであるとすれば、「訪問販売」のクーリング・オフ期間（特定商取引法9条1項）の計算の根拠となる特定商取引法4条または5条に定める書面の交付がなく、同期間が経過していないと考えられることから、クーリング・オフを行うことが可能であるともいえよう。

なお、部会のヒアリングにおいて、本件の相手方は、以前は訪問販売の形式で投資教材の販売を行っていたものの会社内の法令遵守の部分をもう少し厳しく、さらに引締めようということで、連鎖販売取引の形式をとっていると述べている。

以前、東京都では、投資教材が記録されたDVDを訪問販売の形式で販売していた複数の事業者に対して行政処分を行ったことがある。本件契約では、商品がDVDではなくUSBメモリである点で違いはあるものの、申立人らの主張によれば、勧誘にあたり処分事例と同様の手法が用いられている。すなわち、契約締結について勧誘する目的であることを告げずに、勧誘者の友人を喫茶店等に誘い出し、日経225先物取引をすれば資産を増やせるなどと告げて、商品の購入を勧誘する手法である。その後、友人等を紹介すれば紹介料を支払うと説明して、購入者に勧誘方法を教え込むところも処分事例に類似している。

部会は、相手方が、処分を受けた事業者と違い「訪問販売」ではなく「連鎖販売取引」という取引類型にして、処分事例と同様の勧誘を行い契約を締結することは、一種の脱法的行為であり許容されるべきではないと考える。

しかしながら、被害の迅速な救済を図るため、本件取引は、相手方が自認している「連鎖販売取引」であることを前提として検討を進めることとした。

(4) 故意による事実の不告知を理由とする取消し

特定商取引法40条の3第1項2号は「統括者」（同法33条2項参照）もしくは「勧誘者」（同法33条の2参照）が、商品の種類及びその性能若しくは品質（同法34条1項1号）や連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（同項5号）について故意に事実を告げないこと（故意による事実の不告知）によって、連鎖販売加入者が誤認をした場合には、当該連鎖販売加入者は契約を取り消すことができる旨を定める。

「勧誘者」とは、「統括者」が勧誘を行わせている者である。具体的には、統括者から勧誘の委託を受けて説明会等でもっぱら勧誘を行う者（例えば、各地域で説明会を主催する地域代理店の地位にいる者）のほか、明示的に勧誘を委託されていないが、自分自身の勧誘と並行して他の者の勧誘を推進している者も該当する（通達第3章2(1)参照）。

本件契約では、実際に契約締結の勧誘をした者は、「申込み確認書」と「契約確認書」にそれぞれ「紹介者」・「商談説明担当者」・「申込説明担当者」として記載されている。また、本件契約Bの締結後に、申立人Bには、「日経225先物システム売

買学習教材専用USBメモリ販売に関する法律解説書」(以下「解説書」という。)
とともに「日経 225 先物システム売買学習教材専用USBメモリ販売に関する法令遵守事項」(以下「法令遵守事項」という。)が交付されているが、部会による相手方に対するヒアリングにおいて、代表者は、「紹介者」・「商談説明担当者」・「申込説明担当者」に対しても、上記の「解説書」または「法令遵守事項」の内容を踏まえて勧誘をするように徹底している旨の陳述をしている。さらに、申立人Aが本部会に提出した資料のうち、上記「紹介者」・「商談説明担当者」・「申込説明担当者」の説明を書き留めたメモによっても、マニュアルに基づいてこれらの者が組織的に勧誘を行っている様子がうかがえるところである。これらの点からも、これらの者は特定商取引法上の「勧誘者」に該当するといえる。

次に、特定商取引法 40 条の3第1項2号は、「統括者」もしくは「勧誘者」が重要な事項について故意に事実を告げなかった(=故意による事実の不告知があった)場合に、顧客が契約を取り消すことができる旨を定める。

まず、オ「契約書」における重要事項の説明では、本件USBは「システム売買の5つの手法を学習することを主な目的とした学習教材に過ぎない」と記載している。相手方に対するヒアリングにおいても、相手方は、本件USBは、あくまで自学自習のための教材に過ぎないことを強調する。

その一方で、相手方に対するヒアリングにおいて、代表者は、本件USBに記録された学習教材の内容は分かりやすく作っているつもりだが、理解し切れない方にフォローアップしてあげたいと思い、いわば「取扱説明書」が必要であると同様に、無料で実施するセミナーやミーティングを開催していると述べた。参加は任意であると陳述したが、部会が相手方に確認したところ、実際には、本件契約と同様の契約を締結した者で相手方が開催したセミナーやミーティングに参加しなかった者は存在しないとのことだった。

しかしながら、部会に提出された資料及び当事者双方に対するヒアリングの結果をふまえれば、少なくともセミナーやミーティングに参加しなければ本件USBに記録された学習教材の理解が難しいという説明はなされていないことが確認できる。

実際に申立人らは、いずれもセミナーやミーティングに相当の時間を割かれたことにより、学業やアルバイトの時間の確保が難しくなったことから本件契約の解約を考えるようになったと証言している。さらに、相手方は、部会のヒアリングにおいて、本件USBに記録された学習教材の根幹をなす「システムの内容については物によりけり」と説明したが、提出された資料及び当事者双方に対するヒアリングにおいても、そのような説明がなされたということは確認されなかった。これらの点をふまえれば、本件USBは、セミナーやミーティングに参加しなければその内容を理解できないという商品の「性能若しくは品質」について、あるいは、そのような商品であるという「連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」について、事実の不告知があったものといえる。

また、本件USBに記録された投資教材で学習する日経 225 先物取引は、実際に開始するに当たっては相当の資力がないと運用できないにもかかわらず、当事者双方から提出された資料及びヒアリングの結果をふまえても、本件契約の締結時にその点について十分な説明がなされたという事実は確認できない。この点においても、「連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」について事実の不告

知があったものと考えられる。

このほか、部会のヒアリングの結果によれば、申立人Aに対する勧誘において、相手方のメンバーは本件USBによって「画期的な投資手法を学ぶことができる」と述べ、また、申立人Bに対する勧誘において、相手方のメンバーは本件USBに記録された投資「教材通りに投資をすれば損は出ない」と述べている。もっとも、部会は、相手方の代表者の承諾を得て本件USBの内容を確認した結果、投資教材としての有用性が全くないとまではいえないものの、ごく一般的な投資手法の説明や科学的な根拠が明確ではない投資手法の説明に終始しており、特別な価値を有する商品であるとはいえないことを確認した。この点をふまえれば、本件USBは、相手方のメンバーが申立人Aに説明したような「画期的」な商品であるとはいえず、また、申立人Bに説明したような「教材通りの投資をすれば損は出ない」商品とはいえないにもかかわらず、そのような説明をしていないことから、やはり商品の「性能若しくは品質」、あるいは「連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」について、事実の不告知があったものと考えられる。

次に、相手方は、部会によるヒアリングにおいて、本件USBについてはセミナーやミーティングに参加しなければ理解できない場合があることを上述したように自認しており、かつ、勧誘者には勧誘に際しての留意事項の周知を図っていると強調した。そうであるとすれば、勧誘者もそのような事実を熟知しながらあえてそれを告げなかったものであって、「故意」があったことが推認できる。

したがって、申立人らは、特定商取引法 40 条の3第1項2号に基づき、故意による事実の不告知を理由として、本件契約を取り消すことができると考えられる。

なお、上述した内容は、裏を返せば、特定商取引法 40 条の3第1項1号の不実告知に該当するとして、契約の取消しを主張することも可能であろう。

また、消費者契約法においても、事業者が、契約の目的物の質、用途その他の内容（同法4条5項1号）について消費者の利益になる旨を告げ、かつ、故意に当該消費者にとって不利益となる事実（不利益事実）を告げなかった（＝故意による不利益事実の不告知があった）場合には、契約の取消しが認められる（同条2項。なお、令和元年6月15日に施行される予定の改正消費者契約法では、事業者が故意がある場合のみならず重大な過失（重過失）がある場合にも契約の取消しが認められることになる。）。前段までに述べたことを考慮すれば、本件USBに記録された投資商材による学習をするだけで「画期的」な投資手法を学習することや「教材通りの投資をすれば損は出ない」という「利益」が生じる旨を告知しながら、実際には、セミナーやミーティングに参加しなければならないという「不利益な事実」を告げておらず、そのことについて「故意」があったと認められることから、同法による取消権の行使も可能となるように思われる。さらに、裏を返せば、同法の不実告知（同条1項1号）に該当するとして、契約の取消しを主張することも可能であろう。

(5) 不法行為に基づく損害賠償

ア 適合性原則違反

ヒアリングの結果によれば、申立人らはいずれも、勧誘者から本件USBの購入資金の借入れを勧められたと証言している。

この点について、カ「契約確認書」では、「消費者金融から借金をするなど、

不要不急または無理な借入を行うことなく、私の自己責任で本商品の代金を調達できるか、……十分に検討」したうえで契約を締結したことを確認する旨の記載があり、申立人らはいずれも、それに自署している。

しかしながら、申立人らは、本件USBの購入以前に投資に関する知識を得る機会は全くなく、投資経験も全くない。また、そもそも、アルバイト収入のみで定期的な収入はなく、近い将来における投資はもとより本件USBの購入に際しても必要な自己資金を用意できない学生であれば、借入れをしない限りは購入できない状況にあることは当然想定される場所である。それにもかかわらず、申立人の資力を十分に確認しないまま、借入れを前提として本件契約を締結させたことは、申立人の財産の状況に適合しない契約を締結させたものである。これらの点を考慮すれば、相手方は、知識・経験・財産状況に照らして不適当な勧誘を行っており、いわゆる「適合性原則」に違反したものと評価できる（特定商取引法38条1項4号、特定商取引法施行規則31条6号）。

したがって、適合性原則違反による勧誘が違法であることを理由として、申立人A及びBは、相手方に対して不法行為に基づき本件USBの購入代金相当額の損害賠償が請求できるものと考えられる（最判平成17年7月14日民集59巻6号1323頁参照）。

イ 説明義務違反

本件契約におけるオ「契約書」では、本件USBは「学習教材に過ぎず……日経225先物取引を行うことを奨励するものではありません」と強調されている。

しかし、本件USBは、日経225先物取引を実際に行うことを前提とした学習を行うための商品である。そして(4)で述べたように、本件USBについては、購入後に事業者の主催するセミナーやミーティングに参加しなければその内容を理解できず、実際に取引を行うことができないにもかかわらず、契約締結時にそのような説明もなされていない。実際に、本件USBは、投資につながる知識を得られる商品なのであり、かつ、申立人らはいずれも投資経験が全くない者であることを考慮すれば、契約締結段階でその商品内容をより丁寧に説明する必要があるにもかかわらず、提出された資料や当事者双方のヒアリングの結果によれば、そのような説明がなされた事実は存在しない。

そうであるとすれば、説明義務違反のある勧誘であることを理由として、申立人らは、相手方に対して不法行為に基づき本件USBの購入代金相当額の損害賠償が請求できるものと考えられる。

ウ 損害賠償の範囲

本件契約では、ア及びイで述べたような相手方の不法行為により、申立人らは、本件USBの購入代金相当額の損害を被ったものと考えられるため、その賠償を求めることができる。

なお、本件契約では、申立人らはいずれも相手方のメンバーの示唆に従い、かつ、相手方のメンバーが同行して、貸金業者から借入れを行い、その金員で購入代金を支払っている。貸金業者からの借入れに際しては、借入金に対して一定の利息が付されており、この利息も損害の内容に含まれるか否かが問題となりうる点も付言し

ておきたい。

(6) 連鎖販売取引の中途解約

以上のように、本紛争については、本件契約の効力を否定する、または、不法行為に基づく損害賠償を求めることも可能であるが、早期の解決を図るためには、本件契約が一応有効に成立したことを前提として、連鎖販売契約に関する中途解約（特定商取引法 40 条の 2 第 1 項）を行うことが考えられる。さらに、既に商品販売がなされている場合については、その商品販売契約についても中途解約することが可能である（同条第 2 項）。

ところが、本件契約では中途解約が行われることが想定されてはいるものの、その際に、商品の購入代金から以下の①から⑤の金額を控除することが予定されている（ウ「申込書」、ア「37 条 1 項書面」、オ「契約書」、キ「37 条 2 項書面」）。

- ① 契約時の喫茶店代と移動代
- ② 契約書面の印刷費用と領収書の印刷代
- ③ 紹介料や既存顧客の補助による手数料
- ④ 商品の情報により得られた運用利益
- ⑤ 商品が返還された場合は 5 万 8000 円（〔注〕購入代金額の 1 割に相当）または商品が返還されない場合は 58 万円（〔注〕購入代金額の全額に相当）

しかしながら、このうち①から④については、「契約締結及び履行のために通常要する費用」（特定商取引法第 40 条の 2 第 3 項）ということとはできない。すなわち、①については、契約の締結は喫茶店以外の場所でも可能であり、そのための費用は通常要する費用とはいえない。②については、通常要する費用ということではできるが、後述する⑤でまかなうことが可能である。③については、紹介料の支払いは紹介者と相手方の契約に基づくものであって、相手方と連鎖販売加入者との間の契約に基づいて発生した費用ではない（もっとも、本件では、申立人らは、そもそも紹介料は受け取っていない。）。④は、あくまで本件 USB の情報をもとに利用者が自らの判断で実際に投資取引を行った場合に得られる利益であり、本件 USB の販売契約において通常要する費用とはいえない（もっとも言うまでもないことではあるが、本件では、申立人らはいずれも日経 225 先物取引自体を行っておらず、当然ながらそれによる利益も得ていない。）。

したがって、本件契約において相手方が留保できる金額は、⑤に定める額にとどまる。本件では、申立人らはいずれも本件 USB の取得を望んでいない（すなわち、返還を望んでいる。）ことから、事業者は、本件 USB の返還を前提として、その販売価格の 10 分の 1 に相当する額である 5 万 8,000 円を留保し得るにすぎない（特定商取引法 40 条の 3 第 4 項）。

なお、特定商取引法 40 条の 2 第 2 項の適用に際しては、同じく同項で定める適用除外事由が存在しないことが必要である。同項の適用除外事由は、以下のとおりである（なお、いずれも相手方が主張・立証すべき抗弁事由である。）。

- (ア) 当該商品の引渡しを受けた日から 90 日を経過したとき（1号）
- (イ) 当該商品を再販売したとき（2号）
- (ウ) 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該…商品の販売を行った者が…当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合

を除く。) (3号)

(エ)連鎖販売加入者(購入者)の責めに帰すべき事由により、当該商品の全部又は一部を滅失し、又はき損したとき(4号)

このうち、(ア)については、申立人らは本件USBの引渡しを受けてから90日以内に解除を申し出ており、その定めには該当しない。また、(イ)についても、申立人らはいずれも本件USBの再販売をした事実はなく、該当しない。さらに、(エ)についても、申立人らはいずれも、本件USBを滅失またはき損した事実はなく、これにも該当しない。問題となるのは、(ウ)である。この点につき、相手方は、部会によるヒアリングにおいて、申立人らはいずれも、本件USBを「使用」してそこに記録された学習教材を閲覧しているが、これは素晴らしい内容を有する商品であって、一度閲覧した以上、その価値は失われるものと主張した。

しかしながら、相手方の主張はいずれも失当であると考えられる。その理由は、以下のとおりである。

(ウ)にいう「使用」とは、「連鎖販売加入者の主体的な判断の下になされる必要があり、当該商品の販売を行った者が、連鎖販売加入者に当該商品を使用又は消費させたような場合は、本号には該当せず、連鎖販売加入者は当該商品販売契約を解除することができる」(特定商取引法の法律等の施行について(通達)12(2)(チ))。当事者双方から提出された資料及び当事者双方に対するヒアリングの結果を踏まえれば、本件契約の締結後に、相手方は、自らの所持するパソコンを用いて、連鎖販売加入者である申立人らにその内容を確認するように働きかけ、その結果、両者は本件USBの内容を閲覧している。そもそも、申立人Aは、パソコンを所有しておらず、本件USBを自ら使用することは到底不可能であって勧誘者が自らのパソコンを用いて「使用させ」ない限りは、これを使用することができない。そうであるとすれば、本件契約における相手方の行為は、まさに本件契約の商品である本件USBを「使用させ」た場合に該当し、(ウ)の適用除外事由には該当しないといえる。

もっとも、そもそも特定商取引法における「使用」とは、消費者自らの行為により、当該商品の回復が困難となった場合を指すものである(通達第5節1(7)参照)。しかしながら、既に(4)で述べたように、相手方の承諾を得て当部会が本件USBに記録された学習教材の内容を確認した結果、投資教材としての有用性が全くないとまではいえないものの、ごく一般的な投資手法の説明や科学的な根拠が明確ではない投資手法の説明に終始しており、特別な価値を有する商品であるとはいえないことを確認している。また、本件USBには厳しいコピーガードが付されており、その内容をコピーして他者に配布する等の行為をすることもできない。そうであるとすれば、申立人らが本件USBの内容を閲覧した事実があるとしても、そのことをもって商品の回復が困難になったとはいえず、(ウ)にいう「使用」には該当しないものと考えられる。

したがって、連鎖販売業に係る商品の販売を行った者は、特定商取引法40条の2第4項1号の規定により、本件USBの返還を受けると同時に、本件契約金額の1割を留保することができるが、残金については全て返還しなければならない。

なお、本件USBの商品販売契約が中途解約されたときは、同条第5項により、統括者は、連帯してその解除によって生ずる販売者の債務の弁済責任を負うことも付言しておく。

2 同種・類似被害の再発防止に向けて

(1) 事業者に対して

ア 連鎖販売取引における適合性原則の遵守

本件は、連鎖販売取引事業者が日経 225 先物取引のいくつかの取引手法を収録した本件USB（「日経 225 先物取引システム売買学習教材専用メモリ」と称するもの）を 58 万円で売ったものである。申立人らは、若者で投資経験はなく、資産もなく、相手方は、商品売買代金を消費者金融からの借入れで調達することを勧めた。

しかし、連鎖販売取引において事業者は、連鎖販売の相手である消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うことをしてはならない（特定商取引法 38 条 1 項 4 号、特定商取引法施行規則 31 条 6 号）。

イ 重要事実の不告知の禁止及び連鎖販売取引における事項の不告知の禁止の遵守

事業者は、消費者に対し、消費者契約法 4 条により、不実告知や重要事項の不告知をしてはならない。また、連鎖販売取引において事業者は、特定商取引法 40 条の 3 により、不実告知や一定事項の不告知をしてはならない。

本件販売取引の対象商品は、前述のように、日経 225 先物取引のいくつかの取引手法を収録した本件USB（代金 58 万円）である。しかし、消費者は、このUSBに収録された情報を閲覧しただけで日経 225 先物取引をすることができるわけではない。消費者は、日経 225 先物取引をとりまく経済環境等についての知識や能力を取得すること、及び日経 225 先物取引を始めるための資金を準備することが必要であった。

相手方は、消費者に対し、連鎖販売取引に当たって、当該商品を購入しただけで消費者の購入目的を達することができるかのようなことを言ってはならず、そうではないことを、消費者が理解できるように説明しなければならない。

ウ 連鎖販売取引における中途解約

連鎖販売取引においては、消費者は中途解約をすることができ、中途解約の場合には損害賠償額の予定や違約金の定めがあるときでも事業者は契約の締結及び履行のために通常要する費用額を超えて代金額を求めることはできない（特定商取引法 40 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項）。

特定商取引法 40 条の 2 第 2 項 3 号は、消費者が当該商品を使用したり消費したりした場合は中途解約できないが、事業者側が消費者に当該商品を使用又は消費させた場合を除くと規定している。

連鎖販売事業者は、消費者が特定商取引法の中途解約権を持つことを十分に認識して、誠実に対応すべきである。

エ 行政処分事例と同様の行為の禁止

以前、東京都では、投資教材が記録されたDVDを訪問販売の形式で販売していた事業者に対して行政処分を行ったことがあるが、本件はUSBメモリを連鎖販売取引の形式で販売しているものの、契約に至る流れが類似している。事業者は、特定商取引法や消費生活条例による行政処分がある場合、いうまでもなく、同様の行

為をすることは許されない。例えば、処分を受けた事業者が次々と代表者を替えたり、別法人を立ち上げたりすることがあるが、改正特定商取引法は業務停止命令を受けた法人の役員等に対し、新たに業務を開始すること等を禁止し、行政処分が実質的に遵守されるようにした。事業者はこれらの規制があることを十分に認識し、営業活動をしてもらいたい。

(2) 消費者に対して

本件は、20歳代前半の若者に対して、投資手法を学習する教材として高額のUS Bメモリの購入を勧誘する取引である。このように事業者が消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘をしてくることもある。

また、投資手法は、学習教材を購入したからといって簡単に習得できるものではないし、投資を開始するには、一定の資金が必要である。ましてや、投資は、確実に利益が得られるものではない。

さらに、本件のように、勧誘が連鎖販売取引によって行われることもある。友人や知人を紹介すれば紹介料を得ることができるというのであるが、そう簡単に紹介ができる訳ではない。また、紹介した友人や知人をリスクにさらす危険もある。友人との仲が気まづくなったり、友人をなくしたりすることもある。

消費者としては、このような危険性やリスクがある勧誘があることを十分に認識する必要がある。教材が代金額に値するものであるかどうか慎重に検討すべきである。

もしこのような契約をしてしまった場合は、ただちに消費者生活センターに相談し、クーリング・オフや中途解約、損害賠償請求による救済の可能性を考える必要がある。

(3) 行政に対して

本件のような被害が多発していることについて、啓発活動を強める必要がある。特に、成年年齢に関する改正民法が2022年に施行されることもあり、若者（学生、20歳代前半を含む）に対する啓発が重要である。

改正特定商取引法（平成29年12月施行）は、意に反して貸金業者に連れて行くことや、借入れ等をさせるために迷惑を覚えさせる勧誘をする行為を業務停止命令等の対象にした（連鎖販売取引については特定商取引法施行規則31条8号に規定）が、このような特定商取引法の禁止行為に該当する悪質な事業者の情報を、警察へ提供するなどさらに警察等との連携を強化する必要がある。

また、行政処分の前例がある場合、法執行部門は、同種・類似の問題が発生していないかどうか、相談情報を常にチェックする必要がある。また法令に基づき、速やかな調査を行い、適正な処分・指導を実施すべきであり、そのための執行体制を強化することが望まれる。

資料 1

申立人Aからのヒアリング

項目	内容
Aの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、芸能関係の現場仕事で収入を得ている。 ・契約時は、短期大学で資格取得のため履修中だった。
相手方を知ったきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・Cとは、以前、一緒に飲食店で働いていたが、辞めて一年後に再会し、連絡先を交換したことをきっかけに2人で会うようになった。 ・Cから、お金についての講習会で講師をしているので、一緒に勉強しないかと熱心に誘われていたので、興味を持った。その際は、USBメモリの購入に関する話は無かった。
契約の勧誘時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・Cから、一緒に勉強するに当たり、Cの先輩とも話をして欲しいということで、平成29年7月に都内の喫茶店に呼び出され3人で会うことになった。 ・喫茶店には、Cの他に相手方の販売組織のメンバーが来て、USBメモリの購入の勧誘を受けた。Cからは、Cの先輩と話をするだけだと聞いていたが、USBメモリの購入の勧誘を受けたので、違和感を覚えた。 ・USBメモリに入っている投資手法に基づく投資をすれば、みんながお金持ちになって、それを広めることで組織自体も大きくなっていける、今後色々な分野の事業も一緒にやっていけるといった話をされた。 ・Cの先輩という相手方のメンバーから、この学習教材は、画期的な投資手法を学ぶことができる貴重なものである、USBメモリの代金は58万円、一緒に勉強して行こうと言われたので、購入を前向きに検討してみようと思った。 ・相手方のメンバーから、概要を説明する書面や申込書を提示されたので、署名した。 ・この段階で購入するかどうかは決めておらず、購入するにしても購入代金は、自分で貯金して準備するつもりだった。
借入と購入に至る経緯について	<ul style="list-style-type: none"> ・しばらくして、Cから、先にお金を借りて、投資で得た利益でお金を返しながら勉強したほうが効率的だから、借り入れができるか確認しようと、消費者金融からの借り入れを提案された。 ・Cからは、早く一緒に勉強して一緒に稼いで楽しいことをしようなどと強く購入を勧められたので、Cと一緒にカードローンの契約手続きを行い購入資金を準備し、相手方と契約することになった。
購入契約の締結及び第三者の紹介について	<ul style="list-style-type: none"> ・契約手続きは、平成29年10月にCが立ち会いの下、相手方の他のメンバーと行った。58万円を支払い、その場でUSBメモリの引き渡しを受けた。 ・違法・不当な勧誘を受けていないか、自分の意思で購入するのか等の意思確認を行うための「物品売買確認書」へ記入するよう言われ記入したが、相手方のメンバーとCが、Aが記入する手元を注視していたため、Aの思いのままに記入することができなかった。 ・第三者を紹介すると5万円が支払われるという説明はあったが、自分が利益を出せるのであればそれでいいし、仲の良い友人がいたら、紹介すればいいのだと思った。実際に誰かを紹介することは無かった。

<p>セミナー、ミーティングについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約後、相手方が主催するセミナーやミーティングに参加した。 ・セミナー講師は、相手方の代表者、Cら主要メンバーが務めていた。 ・ミーティングでも相手方の主要メンバーが購入者に個別の面接を実施していた。
<p>USBメモリについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・USBメモリを自分自身で起動したことはない。そもそもAはパソコンを持っておらず、そのことをCに伝えていた。ミーティングの際、Cから一緒に起動してみようと言われて、C所有のパソコンで起動した一回のみUSBメモリの内容を見ただけである。 ・Cによれば、USBメモリの内容自体を見る重要性は特になく、購入することによってセミナーに参加でき、様々な知識をつけることができるし、USBメモリを見なくてもCがいくらでも説明してくれるとのことだった。
<p>解約申出の希望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・解約を希望した理由は、この先、消費者金融への月々返済していくことへの不安とセミナーやミーティングへ参加することの時間的な負担が大きくなっていったこと、友人に相談し相手方の怪しさを指摘されたことがきっかけで信用できなくなったからである。 ・結局、日経 225 先物取引を実際に行うことはなかった。 ・友人のアドバイスで、消費生活センターに相談し、相手方に解約通知書を送付したが応じてもらえない。 ・本件契約自体をなかったことにし、全額返金してほしい。

資料 2

申立人Bからのヒアリング

項目	内容
Bの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在大学生、情報処理や簿記といった商業の勉強をしている。 ・飲食店でアルバイトをしている。
相手方を知ったきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 3 月、高校時代からの友人であるDからの紹介したい人がいるとの連絡があり、都内の喫茶店に呼び出された。 ・Dとは、高校卒業後も定期的に一緒に遊ぶ間柄で仲が良かったため、特段不審に思うことはなかった。 ・喫茶店でDから相手方の販売組織の上位者であるメンバーを紹介され、初めてUSBメモリ購入の勧誘を受けた。
契約の勧誘時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方のメンバーの説明では、USBメモリの内容については、日経 225 先物取引の手法がいくつか記録されていて、手法に従って今の時期から先物取引に投資をすると、90%の確率で投資利益を上げることができるとのことだった。また、教材通りに投資をすれば損は出ないと説明された。 ・Bは、USBメモリの代金が 58 万円と高額過ぎるので購入できないと伝えたが、Dから、大学生でも今は普通にカードローンが組めるので、購入代金分はすぐに借りることができるし、D自身もカードローンで代金を用意したと言われた。また相手方のメンバーからも、購入の際に借入したが、3か月かからずに楽に返済することができたし、借りた分以上の利益を出すことができると言われた。また勧誘は4、5時間にも及んだ。 ・信頼していたDから、稼げるのだから一緒に稼ごうと言われ、Dと一緒に稼げるのであれば、消費者金融から借り入れた金額も投資により得られる利益ですぐに返済できるだろうし、何とかなるのではないかと思い、USBメモリを購入することにした。
借入及び購入契約の締結について	<ul style="list-style-type: none"> ・カードローンの契約にはDが同行した。 ・最初に行った消費者金融では、学生の身分で申し込んだところ、30万円しか借りることができなかった。Dからの指示で学生の身分を隠し、年収もごまかして申し込んだところ、他の2社で残りの30万円を借りることができた。 ・合計60万円を借りて、その日のうちにUSBメモリを購入し引き渡しを受けた。
USBメモリについて	<ul style="list-style-type: none"> ・USBメモリの購入後、自分自身で使用したことはない。 ・使用したのは、相手方が主催するミーティングの際に、相手方のメンバーからUSBメモリの使い方を教えるので、持参するように言われ、相手方のメンバーが所有するパソコンを使って使用した一回だけである。 ・一人で使用しなかったのは、この投資はDと協力しながらやろうと思っており、そのDから、USBメモリはそんなにたいしたものではないので、見なくても特に大丈夫だと言われていたからである。
ミーティングについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティングの際に相手方から、日経 225 先物取引を始めるには、一定の資金を別途調達する必要があることを初めて聞いた。契約の際には、このことは説明されていなかった。

<p>第三者の紹介について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方のミーティングの際に、投資を行うための資金を調達するには、第三者を紹介することが効率的であるとの説明を受けた。一人紹介すると5万円が支払われて、その紹介した第三者がさらに人を紹介すると3万円がさらに支払われる、これで稼いでいったほうが効率的で、5年後には年収で720万円稼ぐことも可能であると言われた。 ・相手方は、何度も第三者を紹介するように強く言ってきて、耐えかねて、友人を一人連れて行ったが、結局契約締結には至らなかった。
<p>解約について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティングを多く組まれ、大学への通学にも支障が出てきた。このため相手方にその旨申し出たが、大学を休んでもミーティングには来るように説得された。 ・セミナーも同様に、参加しないと相手方メンバーから、入れ替り立ち替り電話がかかってきた。 ・Dは就職してから、セミナーやミーティングに参加することがなくなった。それからは、相手方の言動に不信感が募り、相手方と関わりたくないと思うようになった。 ・結局、日経225先物取引を実際に行うことはなかった。 ・母親に消費者金融での借金が知られてしまい、それをきっかけに消費生活センターに相談した。また相手方に解約通知を送付したが、応じてもらえない。 ・毎月の返済が続いており、利息もあるので、本件契約の解約を希望する。一部でも返金してほしい。

資料 3

相手方からの事情聴取

項目	内容
相手方について	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者は私であるが、その他メンバーには「地位」や「肩書」といったものは特にない。 ・当社が以前、投資教材の販売をしていたときは、訪問販売で行っていたが、会社内の法令遵守の部分をもう少し厳しく、さらに引締めようということで、連鎖販売に移行している歴史がある。
ミーティング・セミナーについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティングは個人面談のようなもので、商品の内容を理解しきれない購入者のためのフォローアップを目的として行っている。 ・購入者本人の希望がないのなら、ミーティングを受けなくてもよい。 ・在籍歴の長い一部のメンバーが、個人的に時間をとって、投資に関連する知識をレクチャーしたり、第三者を紹介する際の伝え方のコツや法律面での注意点等について話している。 ・ミーティングは、フォーマットを会社でつくって管理しているというものではなく、その場で担当するメンバーが購入者から聞かれたことに答えるといった形をとっている。 ・ミーティングの中で、第三者を当社に紹介することにより5年後には年収で720万円を稼ぐことができると言われたとする申立人の主張については、どのような状況でどのメンバーが説明したものか確認できない以上、コメントできない。 ・セミナーの受講は任意で、開催されているセミナーであれば、自由に参加することができる。 ・セミナーは月に3回から4回開催しており、講師は、代表者をはじめとする在籍歴が長いメンバーが務める。受講料は徴収していない。 ・これまで当社からUSBメモリを購入した者は全て、セミナー及びミーティングに参加している。
USBメモリについて	<ul style="list-style-type: none"> ・58万円の対価はUSBメモリ1本のみである。 ・USBメモリに記録されているものは投資学習教材で、調査値を基に作成されているもので、自学自習のための教材である。58万円の価値があると考えている。 ・申立人らに対し、日経225先物取引を始めるには、証券会社に口座開設することが必要なことや証拠金を準備する必要があることは伝えている。 ・USBメモリの手法で取引を行っても必ず儲けることができるわけではないことは伝えている。 ・システムの内容については、この値段とこの値段を見比べて、こちらが高かったら買いとか、当日中に決済とかそういった簡単なものから、独自のグラフを作成して取引をするという内容のものあり、物によりけりである。
第三者の紹介について	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者への紹介はあくまでも購入者が任意で行うものである。 ・購入者が第三者へ紹介したいということになれば、あらかじめ当社で用意している書面にに基づき、それぞれ個別に法令の遵守事項に関する説明を行い、やってはいけないことについて伝えている。 ・商品や会社のことをしっかり理解した上で第三者に説明をしてほしいので、USBメモリを購入してすぐの者に対して、第三者の紹介について詳細な話をすることは通常は行っていない。

消費者金融からの借入について	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人らが消費者金融からお金を借りて商品を購入していることについては把握していない。
中途解約について	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の商品の価値は中身の情報であり、商品を使用した段階というのは、そのUSBメモリの内容を見た段階だと認識している。素晴らしい内容を有する商品なので、一度でも中を確認したのであれば、情報自体を閲覧、利用しているので、その価値は失われ、中途解約の条件からは外れると考えている。
解決案について	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ、当社としては、結局、満足していない顧客が増えるというのはいずれのことではないので、歩み寄れる部分があれば解決したい。 ・商品代金の2割の返還ということであれば、歩み寄る余地がある。

資料4

「USBメモリを媒体とする投資関連学習の販売に係る紛争」処理経過

日付	部会開催等	内容
平成30年 9月19日	【付託】	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争の処理を知事から委員会会長に付託 ・あっせん・調停第二部会の設置
10月 3日	第1回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争内容の確認 ・申立人からの事情聴取
11月 7日	第2回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方からの事情聴取
12月19日	第3回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・USBメモリの確認 ・法的問題点の検討
平成31年 1月16日	第4回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん案の考え方等の確定
2月 1日	第5回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者にあっせん案の考え方等を示し、意見交換 ・報告書骨子の検討
	(あっせん案)	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん案提示 (申立人受諾、相手方受諾せず)
2月25日	第6回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・調停案の検討 ・報告書の検討
	(調停案)	<ul style="list-style-type: none"> ・調停案提示 (相手方受諾)
3月28日	第7回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の検討
4月15日	(合意書)	<ul style="list-style-type: none"> ・合意書の取り交わし
令和元年 5月30日	【報告】	知事への報告

資料5

東京都消費者被害救済委員会委員名簿

令和元年5月30日現在

氏名		備考
学識経験者委員		(16名)
石川 博康	東京大学社会科学研究所教授	
上柳 敏郎	弁護士	本件あつせん・調停部会長
大迫 恵美子	弁護士	
大澤 彩	法政大学法学部教授	
角 紀代恵	立教大学法学部教授	
鎌野 邦樹	早稲田大学大学院法務研究科教授	
川地 宏行	明治大学法学部教授	
執行 秀幸	中央大学法科大学院フェロー	
角田 美穂子	一橋大学大学院法学研究科教授	
千葉 肇	弁護士	会長代理
中野 和子	弁護士	
野田 幸裕	弁護士	
平野 裕之	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
宮下 修一	中央大学大学院法務研究科教授	本件あつせん・調停部会委員
村 千鶴子	弁護士・東京経済大学現代法学部教授	会長
山口 廣	弁護士	
消費者委員		(4名)
池田 京子	東京都生活協同組合連合会 常任組織委員	
佐野 真理子	主婦連合会 参与	
西澤 澄江	東京都地域消費者団体連絡会 共同代表	
宮原 恵子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 理事	
事業者委員		(4名)
小林 治彦	東京商工会議所 理事	
佐藤 成知	一般社団法人東京工業団体連合会 専務理事	
傳田 純	東京都商工会連合会 専務理事	
穂岐山 晴彦	東京都中小企業団体中央会 常勤参事	